(190)【発行国·地域】日本国特許庁(JP)

(450)【発行日】平成15年5月27日(2003.5.27)

【公報種別】商標公報

(111)【登録番号】商標登録第4663427号(T4663427)

(151)【登録日】平成15年4月18日(2003.4.18)

(540)【登録商標】

KIRIN

午後の紅茶

(500)【商品及び役務の区分の数】1

(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第30類 紅茶,紅茶を加味してなる茶,紅茶を加味してなる水あめ,紅茶を加味してなる菓子及びパン,紅茶 風味を加味してなるアイスクリームのもと・シャーベットのもと,紅茶風味を加味してなる穀物の加工品

【国際分類第8版】

(210)【出願番号】商願2002-12220(T2002-12220)

(220)【出願日】平成14年2月19日(2002.2.19)

(732)【商標権者】

【識別番号】000253503

【氏名又は名称】麒麟麦酒株式会社

【住所又は居所】東京都中央区新川二丁目10番1号

(740)【代理人】

【識別番号】100075812

【弁理士】

【氏名又は名称】吉武 賢次

(740)【代理人】

【識別番号】100085051

【弁理士】

【氏名又は名称】矢崎 和彦

(740)【代理人】

【識別番号】100105348

【弁理士】

【氏名又は名称】小泉 勝義

【法区分】平成13年改正

【審査官】鈴木 幸一

(561)【称呼(参考情報)】キリンゴゴノコーチャ、キリン、ゴゴノコーチャ、ゴゴ

【検索用文字商標 (参考情報)】 KIRIN、午後の紅茶

【類似群コード(参考情報)】

第30類 29A01、30A01、31D01、32F03